

# 工事情報共有システム実施要領

京都府建設交通部指導検査課

(趣旨)

第1条 この要領は、建設交通部が発注する工事（営繕工事を除く）において、ASP方式の工事情報共有システムの活用により、更なる受発注者間の業務効率化及び書類の簡素化を図るため、工事情報共有システムの実施に必要な事項を定めたものである。

(システム利用の対象とする書類)

第2条 特記仕様書における土木工事書類一覧表のとおりとする。

(工事情報共有システム)

第3条 使用する工事情報共有システムは、別紙のシステム事業者の中から受注者が選択することとする。システム利用登録や利用料支払等の手続きは、受注者とシステム事業者とが直接行うこととする。

(システム利用料)

第4条 工事情報共有システムの利用に関する費用（登録料及び利用料等）は、工事費の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。

(設計図書への明示)

第5条 特記仕様書において、以下のとおり記載することとする。ただし、維持修繕工事及び小規模工事等において、工事情報共有システムの使用が適さないものについては、以下の記載はしないものとする。

(工事情報共有システムの利用)

本工事は、「工事情報共有システム実施要領」に基づき、受注者がASP方式の工事情報共有システムを利用することとする。利用しない場合は監督員の承諾を得るものとする。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

(情報共有システム事業者)

- (株)アイサス
- (株)建設システム
- 川田テクノシステム(株)
- (株)建設総合サービス
- 日本電気(株)
- (株)ビーイング
- (株)現場サポート
- ※京都府の提出書類様式に対応しているシステム事業者